

東広島市市民文化センター使用料(平成31年10月1日以降の使用)

アザレアホール

(単位：円)

使用料	入場料等を徴収しない場合											
	平 日						土・日曜日又は休日					
	午前 8:30~12:00	午後 12:00~17:00	夜間 17:00~22:00	午前・午後 8:30~17:00	午後・夜間 12:00~22:00	一日 8:30~22:00	午前 8:30~12:00	午後 12:00~17:00	夜間 17:00~22:00	午前・午後 8:30~17:00	午後・夜間 12:00~22:00	一日 8:30~22:00
	6,600	8,800	11,000	13,100	16,800	22,400	7,900	10,500	13,100	15,700	20,100	26,900
営利目的の使用	9,900	13,200	16,500	19,650	25,200	33,600	11,850	15,750	19,650	23,550	30,150	40,350
時間超過料金	1時間までごとに2,600円						1時間までごとに3,200円					
営利目的時間超過料金	1時間までごとに3,900円						1時間までごとに4,800円					

使用料	入場料等を徴収する場合											
	平 日						土・日曜日又は休日					
	午前 8:30~12:00	午後 12:00~17:00	夜間 17:00~22:00	午前・午後 8:30~17:00	午後・夜間 12:00~22:00	一日 8:30~22:00	午前 8:30~12:00	午後 12:00~17:00	夜間 17:00~22:00	午前・午後 8:30~17:00	午後・夜間 12:00~22:00	一日 8:30~22:00
	9,900	13,200	16,400	19,600	25,100	33,600	11,900	15,800	19,700	23,500	30,200	40,300
営利目的の使用	14,850	19,800	24,600	29,400	37,650	50,400	17,850	23,700	29,550	35,250	45,300	60,450
時間超過料金	1時間までごとに4,000円						1時間までごとに4,700円					
営利目的時間超過料金	1時間までごとに6,000円						1時間までごとに7,050円					

使用料	舞台のみを使用する場合											
	平 日						土・日曜日又は休日					
	午前 8:30~12:00	午後 12:00~17:00	夜間 17:00~22:00	午前・午後 8:30~17:00	午後・夜間 12:00~22:00	一日 8:30~22:00	午前 8:30~12:00	午後 12:00~17:00	夜間 17:00~22:00	午前・午後 8:30~17:00	午後・夜間 12:00~22:00	一日 8:30~22:00
	1,300	1,800	2,200	2,600	3,300	4,500	1,600	2,100	2,600	3,100	4,000	5,400
営利目的の使用	1,950	2,700	3,300	3,900	4,950	6,750	2,400	3,150	3,900	4,650	6,000	8,100
時間超過料金	1時間までごとに520円						1時間までごとに620円					
営利目的時間超過料金	1時間までごとに780円						1時間までごとに930円					

楽屋1,2	時 間	1
	使用料	440

※ホール使用に伴う楽屋の使用には冷暖房費、営利目的の追加料金はなし。

研修室1,2	市内在住	市外在住	冷房代	暖房代
時 間	1	1	1	1
使用料	880	1,140	260	170
営利団体の使用	1,320	1,580		

研修室3	市内在住	市外在住	冷房代	暖房代
時 間	1	1	1	1
使用料	660	850	190	130
営利団体の使用	990	1,180		

日本間	市内在住	市外在住	冷房代	暖房代
時 間	1	1	1	1
使用料	440	570	130	80
営利団体の使用	660	790		

展示コーナー	市内在住	市外在住	冷房代	暖房代
時 間	1	1	1	1
使用料	880	1,140	260	170
営利団体の使用	1,320	1,580		

- ※1 この表において「平日」とは1月5日から12月27日までの日(日曜日、土曜日及び休日を除く。)をいう。
- 2 この表において「入場料等」とは入場料、参加費、入場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 3 この表において「超過時間」とは、使用許可に係る時間を延長し、又は繰り上げて使用する時間をいう。ただし8時30分より前と22時以降の延長なし。
- 4 使用時間には、準備及び片付けに要する時間を含む。

ホール附属設備一覧表(平成31年10月1日以降)

品名	数	単位	使用料 (1区分あたり)	使用料 (超過時間1時間 までごとに)
照明料(作業灯は除く)	—	1式につき	400	130
ピアノ	1	1台につき	5,090	1,700
反響板	1	1式につき	1,530	510
所作台(日舞用台付き) [91×364]	15	1枚につき	3,290	1,100
平台(台付き) [91×182]	10	1枚につき	0	0
平台(台付き) [121×182]	10	1枚につき	0	0
赤布(緋毛氈) [182×364]	6	1枚につき	0	0
赤長座布団 [50×182]	6	1枚につき	0	0
演台(花瓶台も含む)	1	1台につき	270	90
司会者台(花瓶台も含む)	1	1台につき	130	40
3点吊りマイクロホン	1	1本につき	400	130
コンデンサーマイクロホン(卓上.スタンド付)	3	1本につき	390	130
ワイヤレスマイクロホン(卓上.スタンド付)	4	1本につき	350	120
ダイナミックマイクロホン(卓上.スタンド付)	4	1本につき	320	110
指揮者台	1	1台につき	140	50
指揮者用譜面台	1	1台につき	70	20
演奏者用譜面台	40	1台につき	50	20
展示パネル [181×90]×6 [210×90]×7	13	1枚につき	0	0
机	40	1脚につき	0	0
いす	70	1脚につき	0	0
金屏風 [240×440]		一双につき	690	230
持込灯電気器具(定格消費電力の合計で算定)		1キロワットごと	110	40
液晶プロジェクター	1	1式につき	1,100	370
ビデオカセットデッキ	3	1台につき	460	150
レーザーポインター	3	1本につき	0	0
スクリーン	2	1式につき	230	80

※ 営利目的又は入場料を徴収する場合は倍額になります。

備考:

- この表において「一区分」とは、条例別表のホール使用料について定められた、午前、午後、夜間、の使用時間の1区分をいう。
- 持ち込み電気器具の使用料の算定において、定格消費電力の合計に1キロワット未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。
- ピアノの使用料は調律に係る費用を含まない。

ホール以外附属設備一覧表

品名	数	単位	使用料 (1時間あたり)
コンデンサーマイクロホン(卓上.スタンド付)	1	1本につき	130
ワイヤレスマイクロホン(卓上.スタンド付)	2	1本につき	120
ダイナミックマイクロホン(卓上.スタンド付)	1	1本につき	110
展示パネル [181×90]×6 [210×90]×7	13	1枚につき	0
机	40	1脚につき	0
いす	70	1脚につき	0
持込灯電気器具(定格消費電力の合計で算定)		1キロワットごと	40
液晶プロジェクター	1	1式につき	370
ビデオカセットデッキ	3	1台につき	150
スクリーン	1	1式につき	80

※ 営利目的又は入場料を徴収する場合は倍額になります。

備考:

- 持ち込み電気器具の使用料の算定において、定格消費電力の合計に1キロワット未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。